

学校法人ものづくり大学人を対象とする研究に関する
倫理審査委員会規程

【平成30年12月13日 法も規程第45号】

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ものづくり大学人を対象とする研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）第9条第2項に基づき、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理規程第10条第1項に基づき申請された人を対象とする研究の実施計画（以下「実施計画」という。）の審査に関すること。
- (2) 人を対象とする研究に係る規程等の制定及び改正に関すること。
- (3) その他人を対象とする研究に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 事務局長
 - (2) 学部長
 - (3) 事務部長、学務部長
 - (4) ものづくり研究情報センター長
 - (5) 総合機械学科長、建設学科長
 - (6) 総務課長、教務課長、ものづくり研究情報センター主幹
 - (7) 学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第7号の委員には、必要に応じ、学外の有識者を含むことができる。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、前条第1項第7号の委員は、必要の都度、必要な期間とすることができる。
- 3 委員が任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

- 2 委員長は、必要と認めるときには、実施計画の審査の申請者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員が前項の申請者に当たる場合は、当該審査に関わる議事に加わることはできない。
- 4 委員長は、必要と認めるときには、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(持ち回り審査)

第7条 前条にかかわらず、委員長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、持ち回りで審査を行うことができる。

- (1) 委員会を開催できない特別な事情があるとき
 - (2) 審査が緊急を要するとき
- 2 持ち回り審査の成立及び議決については、前条第1項及び第3項を準用する。
 - 3 委員長は、前項の議決結果を全委員に通知するものとする。

(簡易審査)

第8条 第6条にかかわらず、委員長は、実施計画が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、委員長が指名する委員と協議による審査(以下「簡易審査」という。)を行うことができる。

- (1) 既に委員会において承認されている実施計画に関する軽微な変更に関するもの
 - (2) 委員会において、条件付き承認とされた実施計画に関する修正等に関するもの
 - (3) 研究対象者に対して最小限の危険(日常生活で被る身体的、心理的又は社会的危害の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容される程度のもの)を超えるおそれがないもの
- 2 簡易審査においては、前条第3項を準用する。

(議決結果の報告)

第9条 委員長は、前3条のいずれかによる議決結果を速やかに学長に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、その任期中及びその職を退いた後も、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らし、又は自己のために利用してはならない。

(事務の所管)

第11条 委員会に関する事務は、総務課及びものづくり研究情報センターが行う。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、代議員会の議を経て、理事長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行する。